

フェミニスト外交政策調査報告書

RESEARCH REPORT ON FEMINIST FOREIGN POLICY

2023 年3月

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

内容

1. 概要 1
2. はじめに 3
 2-1. 調査の背景と目的 3
 2-2. 調査手法 3
3. 調査結果 6
 3-1. フェミニスト外交政策の概要 6
 3-1-1. 背景と現状 6
 3-1-2. 原則と優先事項 7
 3-1-3. 対象範囲 8
 3-2. 国別フェミニスト外交政策の分析 9
 3-2-1. 国別対比表 10
 3-2-2. 国別の詳細 13
 3-3. 成果・課題と前提条件・成功要因 21
 3-3-1. 成果 21
 3-3-2. 課題 28
 3-3-3. 前提条件・成功要因 28
 3-4. 日本の開発分野におけるジェンダー政策 29
 3-5. 結論 35
4. 提言 36
5. 参考文献・資料 38

1. 概要

フェミニスト外交政策（Feminist Foreign Policy）は比較的新しい潮流で、国際的に合意された定義はまだない。概ね共通して言えるのが、外交（diplomacy）、安全保障、貿易、開発協力等全ての対外政策分野において、包括的に人権や交差性（インターセクショナリティ[1]）の視点を基盤とし、ジェンダー平等を促進する変革的アプローチを採用していることである。

2014 年にスウェーデンがフェミニスト外交政策を採択して以降、12 カ国がフェミニスト外交政策・開発政策を策定または宣言しており、策定を後押しする市民社会の動きも活発化しつつある。G7 では、カナダ、フランス、ドイツがフェミニスト外交または開発政策を打ち出しており、2022 年の G7 ドイツ首脳宣言でも、持続可能な開発の分野で「フェミニスト開発・外交・貿易政策」の一文が入り、ジェンダー平等に貢献する政府開発援助（ODA）二国間援助の割合を増加させる努力が宣言された。こうした中、2023 年の G7 サミットの議長国を務める日本も、G7 の一員としてフェミニスト外交政策について導入の検討を始めることが求められる。本調査は、フェミニスト外交政策について明らかにし、日本政府への提言を行うことを目的に実施された。

既存のフェミニスト外交政策には、（1）平和を優先事項とする一方、軍事費用を増大させ、武器を輸出し、原発保有への支持を表明する等、一貫性に欠ける、（2）実施面でのインパクトが不明瞭、（3）政策へのコミットメントは政権交代やリーダーシップの変化に左右されやすい等の課題がある。一方で、フェミニスト外交政策は、政府内のジェンダー平等への意識やコミットメントを高め、特に女性権利／フェミニスト団体への支援強化等、資金面のコミットメントも高める効果があると言える。フェミニスト外交政策を策定し成功させるには、（1）国内でのジェンダー平等実現のための高い取り組み実績、（2）ハイレベルでのコミットメントや組織支援、（3）関係省庁や市民社会組織（CSO）とのコンサルテーションを経た参加型の政策・行動計画策定が求められる。

日本は、世界的にみてもジェンダー平等への取り組みが遅れている国のひとつであり、フェミニスト・アプローチへの理解や CSO と政府の協働レベルも低く、フェミニスト外交政策を策定する条件は揃っているとは言い難い。そこで、既存の開発協力政策にフェミニスト外交政策の要素を少しでも取り入れ、内容を改善していくために、以下の提言をする。

[1] ジェンダー、セクシュアリティ、人種、民族、階級、障害の有無などの属性がどのように互いに交差（intersect）し、差別や抑圧が生まれるのかを分析する視点。ジェンダーだけでなく、他の属性により起こる複合差別や排除を留意し、包摂する視点で用いられることが多い。

「開発協力大綱」について

1. ジェンダー平等を優先課題とすること

「女性の活躍推進のための開発戦略（以下、開発戦略）」について

2. フェミニスト外交政策において重要要素である人権に基づくアプローチと交差性アプローチを取り入れること

3. ODA 二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件、とりわけジェンダー平等が主目的な案件や CSO を通した案件比率を増加させる目標設定をすること

4. 優先分野は絞り込み、女性・平和・安全保障（WPS）行動計画実施強化を追加すること

5. 外務省における組織のジェンダー平等を推進すること

6. 行動計画の策定によるアカウンタビリティ枠組みを設定すること

7. 政策名を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための開発戦略」へ変更すること

8. グローバルサウスを含む CSO へのコンサルテーションを行うこと



2. はじめに

2-1. 調査の背景と目的

2014 年にスウェーデンがフェミニスト外交政策を採択して以来、12 カ国がフェミニスト外交政策・開発政策を策定または宣言しており、フェミニスト外交政策への関心は高い。G7 では、カナダ、フランス、ドイツがフェミニスト外交政策または開発政策を打ち出しており、イギリスでは、3 つの政党が公約として掲げ、アメリカでは、支持を表明する決議案が下院に提出されている[2]。2022 年の G7 ドイツ首脳宣言でも、持続可能な開発の分野で「フェミニスト開発・外交・貿易政策」の一文が入り、ジェンダー平等に貢献する ODA 二国間援助の割合増加の努力をすることが宣言された[3]。2023 年に日本が議長国を務める G7 サミットにおいては、公式エンゲージメントグループである Women7（W7）が取り組むテーマの一つに去年に引き続き、フェミニスト外交政策がある。

プラン・インターナショナル（以下、「プラン」）は、世界 75 カ国以上で活動を展開する国際 NGO であり、特に女の子や若年女性の権利とジェンダー平等実現に向けた活動に力を入れている。フェミニスト外交政策を推進するアドボカシー活動も行っており、日本事務局はW7 Japan のフェミニスト外交政策に関するワーキンググループに入り、G7 首脳に向けた提言書を作成している。2023 年 5 月の G7 サミットを前に、2023 年3月現在、日本では「開発協力大綱（2015 年～）」の改定に向けた議論が行われており、大綱の分野別戦略となる「女性の活躍推進のための開発戦略（2016 年～）」の改定および「女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画」の第 3 次行動計画（2023 年～）策定も行われる予定である。

このようなG7や政策改定の時期を利用して、プランでは、フェミニスト外交政策に求められる要素や原則、既存の政策の共通点や相違点、課題・成果を明らかにした上で、日本の文脈でどのようなことが求められるかを整理し、日本独自の政策提言を行うことを目的に調査を実施した。

2-2. 調査手法

設問と手法

本調査の設問は主に以下の4つである。

1. フェミニスト外交政策とは何か
2. フェミニスト外交政策の課題や効果は何か
3. フェミニスト外交政策を策定するために必要なプロセスや条件は何か
4. 日本の状況を鑑み、日本政府へはどのような提言ができるか

[2] UN WOMEN (n.d). *Feminist Foreign Policies: An Introduction*
https://www.unwomen.org/sites/default/files/2022-09/Brief-Feminist-foreign-policies-en_0.pdf
[3] 外務省「2022 年 G7 首脳コミュニケ」https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf

本調査では、2023 年 1 月から3月にかけて、文献レビューとキー・インフォーマントへのインタビューを行った。文献は、政府発行の政策文書、評価報告書、CSO や研究者によりフェミニスト外交・開発政策に係る報告書や論文を対象とした。キー・インフォーマント・インタビューは、日本と海外の計 13 名を対象に、半構造化インタビュー形式で行われた。対象は、フェミニスト外交政策のアドボカシーを行っている、またはジェンダー平等を推進する CSO、関連分野の専門家・研究者、政府関係者で、詳細は以下の通りである。

CSO 9 名

- 公益財団法人ジョイセフ
- Center for Feminist Foreign Policy (CFFP)
- Feminist Foreign Policy Collaborative
- International Center for Research on Women (ICRW)
- JAWW(日本女性監視機構)
- Plan International Canada
- Plan International France
- Plan International Germany
- Plan International Sweden

専門家・研究者3名

政府関係者 ドイツ経済協力開発省(BMZ)1 名

政府関係者をドイツ政府のみにした理由は、ドイツのフェミニスト外交・開発政策のガイドラインと戦略が 2023 年3月に発表されるまで、入手可能な情報が限定的だったためである。さらに、ドイツ政府は外務省と経済協力開発省がフェミニスト外交・開発政策をそれぞれ策定しているが、本調査の提言を開発協力分野に絞っているため、インタビューの対象をドイツ経済協力開発省のみとした。

範囲と制約

本調査の対象は、フェミニスト外交政策であるが、本報告書で使う「外交」という用語は、指定がない限り英語の foreign policy や external actions を指し、diplomacy(外交)、安全保障、貿易、開発協力等の全ての分野を含める。また、開発という用語は、文脈により緊急・人道支援と分けて使われる場合とそうでない場合があるが、本報告書では、開発の定義に緊急・人道支援や平和構築も含めている。プランは、世界 75 カ国で開発事業を実施する団体であるため、本調査では外交全般を概観しながらも、開発分野に焦点を当てている。また、本

調査は、G7 に向けた政策提言を主な目的としているため、特にスウェーデンと G7 国であるカナダ、フランス、ドイツを重点的に分析している。



3. 調査結果

3-1. フェミニスト外交政策の概要

3-1-1. 背景と現状

2014年に世界で初めて策定されたスウェーデンのフェミニスト外交政策は、2022年の政権交代と同時に破棄されものの、2017年以降カナダ、フランス、メキシコ、スペイン、ルクセンブルク、ドイツ、チリ、リビア、リベリア、コロンビア、スコットランド、オランダが追随して策定または宣言をしている。これらの国以外でもフェミニスト外交政策の採択を検討する政府とそれを後押しする市民社会の動きは活発化している。例えば、国連は、フェミニスト外交政策を宣言している、または関心のある16カ国からなるフェミニスト外交政策プラス・グループ（Feminist Foreign Policy Plus Group）を運営しており、UN Women、メキシコ政府、フランス政府によって立ち上げられ、ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム（Generation Equality Forum）では、政府と市民社会からなるフェミニスト外交政策グローバル・パートナーネットワーク（The Global Partner Network for Feminist Foreign Policy）が設立された。

アメリカでは、フェミニスト外交政策に向けた提言活動を行う市民社会のアメリカ・フェミニスト外交政策連合（Coalition for a Feminist Foreign Policy in the United States）があり、アメリカの外交政策専門家や世界のフェミニスト活動家と連携し、例えば、バイデン・ハリス政権の外交政策がどの程度フェミニスト外交政策なのかを、同連合の独自の基準や評価項目に沿った点数付けを行うなど、数々の提言を行っている[4]。同連合はアメリカにあるCSOのInternational Center for Research on Women（ICRW）が運営を行っているが現在はFeminist Foreign Policy Collaborativeに移管）、アメリカ以外でもオーストラリアやドイツにフェミニスト外交政策の連合や女性のネットワークなどがある。

なぜ、このような国際的な関心の高まりが起きているのか。国際的な分野で見ると、開発協力政策から始まり、人権、紛争、安全保障の分野、そして外交政策全般へとジェンダー平等への取り組みの意識が広まってきたためという指摘がある[5]。フェミニスト外交政策が求められる背景として、第1に、ジェンダー平等やフェミニズムへのバックラッシュ（反動）やジェンダー平等の後退、格差解消のスピードが鈍化していることへの懸念が挙げられる。第2に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的影響、紛争や災害等の複雑化する人道危機、気候変動などの環境問題における女性・女の子や弱い立場に置かれた人々への不均衡な影響がある。これらの課題がグローバルレベルで複合的に絡み合っていることから、従来のジェンダー主流化

[4] 最新のレポートはCoalition for a Feminist Foreign Policy (2023). *Toward a Feminist Foreign Policy in the United States: A Midterm Review of the Biden-Harris Administration.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2023/02/Feminist-Foreign-Policy-2023-Biden-Harris-Scorecard.pdf

[5] Thomson, J. (2022). Gender norms, global hierarchies and the evolution of feminist foreign policy. *European Journal of Politics and Gender,* 5(2), 173-190. https://doi.org/10.1332/251510821X16354220233761

政策よりも、より包括的・変革的なアプローチが求められていると言える。

3-1-2. 原則と優先事項

では、従来のジェンダー主流化政策とフェミニスト外交政策の違いは何であろうか。フェミニズムには多様な定義があるが、例えば、ドイツの経済開発庁が 2023 年3月に出したフェミニスト開発政策では、以下のような説明を行っている。

フェミニズムを定義しない試み（仮訳）

ドイツ経済開発庁は、フェミニズムはひとつではないことを認識しています。フェミニズムは多様で、それぞれ異なるアプローチと目標を追求しています。ひとつはっきりしていることは、フェミニズムは決して、西洋の「発明」でも白人のヨーロッパ中心主義の視点でもないということです。 200 年以上にわたり、時代や社会的文脈により異なる形でフェミニストの理論と運動が世界中で発展してきました。ある文脈では、ジェンダーより人種や民族が重要であり（例:ブラック・フェミニズム）、別の文脈では宗教または階級がより重要視されます（例:社会主義フェミニズム）。 また、ある形態のフェミニズムは性と生殖に関する健康と権利に焦点を当てており、他のフェミニズムは女性の平等な経済的または政治的参加に焦点を当てています。しかし、すべてのフェミニズムに共通することは、差別と抑圧への闘いと、ジェンダー平等な力関係へのコミットメントです。

フェミニスト外交政策には決まった定義はないが、概ね共通する原則と優先事項は以下の通りである。

- 人権に基づくアプローチ
- 交差性（インターセクショナリティ）
- 構造的な変革、変革的アプローチ
- ジェンダー平等、平和・安全保障、環境保全、女性の意義ある参加を優先する
- ジェンダー平等が外交や開発協力政策の優先事項
- 全ての外交政策、国内政策との一貫性
- 世界人権宣言、女性差別撤廃条約、北京行動綱領、女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安全保障理事会決議 1325 など国際的な人権擁護の条約やコミットメントに基づいている
- ジェンダー主流化の体系的実践
- 女性権利／フェミニスト団体との協働と支援強化

他の共通事項としては、CSO とのコンサルテーション、アカウンタビリティ枠組みの設定、政

策の実施主体である外務省や開発省等の省庁におけるジェンダー平等の促進等がある。ICRWは、世界中のフェミニスト活動家やCSOとのコンサルテーションを通して、フェミニスト外交政策の最も重要な要素として挙がったのは「交差性」であると述べている[6]。交差性は30年前以上にアメリカの弁護士・活動家であるキンバリー・クレンショーが提唱した概念で、人種、階級、ジェンダーその他の属性がどのように「交差(intersect)」し、重なり合っているかを分析する視点と説明している。現在は一般的に、ジェンダーだけでなく、年齢、セクシュアリティ、人種、民族、障害の有無などによる複合差別や排除に注意を向け、包摂するために用いられることが多い。

交差性は、フェミニスト外交政策の文脈では、南北問題に関連した脱植民地主義や反人種差別主義、それに伴うローカリゼーション(現地化)の動きとも繋がっている。この点に関しては、策定されたばかりのドイツの政策が最も明示的であり、ドイツよりも早く策定されたスウェーデンやカナダの政策には、交差性の視点が不足していたが、年々改善が確認されている。例えば、スウェーデンは、2019年に発行したハンドブックで、交差性はフェミニスト外交政策の中核であること述べている。カナダは、人種、LGBTQ+、南北、ローカルオーナーシップなどについて議論して、LGBTQ+コミュニティを支援する特別プログラムを実施している[7]。

3-1-3. 対象範囲

フェミニスト外交政策の対象範囲は、外交、安全保障、貿易、開発等幅広く、これらを束ね、国内や省庁の取り組みとも繋げることが求められる。全ての外交政策が対象であることに言及しつつも、カナダやフランス等、開発協力分野に絞った政策文書を出している国もある。CSOは、特に一貫性のあるフェミニスト外交政策を重要視しており、対象に環境政策、移民や難民政策も含めることを求める声もある。ICRWは、グローバルレベルで共通のフェミニスト外交政策の枠組み[8]を以前から提案しており、2023年3月には、よりマクロな視点から外交政策がどの程度フェミニスト原則に沿っているかを定量的に評価するフェミニスト外交インデックス(Feminist Foreign Policy Index)[9]を発表した。ICRWは、既存のフェミニスト外交政策の大半は女性・平和・安全保障(WPS)やODAが中核にあるいわゆるドナー国向けの内容となっているが、より多様な国々に合う枠組みが必要であることを指摘している。そのため、インデックスは、(1)平和と軍事化、(2)ODA、(3)移住と雇用、(4)労働保護、(5)経済的正義、(6)ジェンダー平等への組織的コミットメント、(7)気候正義といったテーマ別に経済協

[6] Thompson, L., Ahmed, S. and Khokhar, T. (2021). *Defining Feminist Foreign Policy: A 2021 Update.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2021/09/Defining-Feminist-Foreign-Policy-2021-Update.pdf

[7] The Ministry of Foreign Affairs of Netherland (2021). *Study on Feminist Foreign Policy.* https://www.government.nl/documents/reports/2021/08/31/study-on-feminist-foreign-policy

[8] Thompson, L. (2020). *Feminist Foreign Policy: A Framework.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/publications/feminist-foreign-policy-a-framework/

[9] Papagioti, Foteini (2023). *Feminist Foreign Policy Index: A Qualitative Evaluation of Feminist Commitments.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2023/03/FFP-Index-2023.pdf

力開発機構（OECD）加盟国と加盟候補国の合計 48 カ国を対象に評価している。

3-2. 国別フェミニスト外交政策の分析

本節では国別のフェミスト外交政策を分析する。まず、既にフェミニスト外交政策を打ち出している国の政策の概要を表で比較し、次にスウェーデンとG7国であるカナダ、フランス、ドイツに焦点を当て、策定前後の動きや政策内容を詳しく見ていく。次項の国別対比表は、フェミニスト外交政策は入手可能な政策文書があるものに限定している。



3-2-1. 国別対比表

国名(策定年)	目的と枠組み	対象範囲	原則・理念	優先課題
スウェーデン (2014 年、 ※2022 年に終了)	ジェンダー平等、女の子、女性の人権促進	外交、安全保障、開発協力、貿易と組織内部の取り組み	3Rs(Rights:権利、Representation:代表制、Resources:リソース)の強化。人権、交差性への視点、多国間主義(国連主義、条約等の履行)	6 つの優先課題: (1)女性の人権、(2)ジェンダーに基づく暴力、(3) 女性・平和・安全保障(WPS)、(4)女性の政治参画、(5)女性の経済的エンパワーメント、(6)性と生殖の健康と権利(SRHR)
カナダ (2017 年)	貧困を削減し、より平和で包摂的に繁栄する世界をつくる。ジェンダー平等促進と女性と女の子のエンパワーメントがこの目標を達成するための最も効果的なアプローチ	開発協力と組織内部の取り組み	社会規範、力関係の変革、人権、交差性の視点、エビデンスベース、SDGs の重視(政策の方向性や優先課題を SDGs に沿って整理)	6 つの活動分野: (1) ジェンダー平等と女の子・女性のエンパワーメント、(2) 人間の尊厳(健康、教育、保護)、(3) 経済的エンパワーメント、(4) 環境・気候変動、(5) 包摂的なガバナンス、(6) 女性・平和・安全保障(WPS)
フランス (2019 年 ※政策文書は 2018 年)	開発協力、経済・外交・文化教育的な課題への取り組み。対外的取り組みをさらにジェンダー主流化するための手段	開発協力中心の外交と組織内部の取り組み	3 つの原則:包括的アプローチ(外交すべてにかかる/SDGs の理念)、人権に基づくアプローチ、ジェンダーに基づくアプローチ(ジェンダー主流化)	5 つの活動分野: (1) 組織内部のジェンダー主流化、(2) 外交におけるジェンダー主流化、(3) ODA のジェンダー主流化、(4) 外務省の透明性と説明責任、(5) CSO・民間セクター、研究分野のステークホルダーとの連携

国名(策定年)	目的と枠組み	対象範囲	原則・理念	優先課題
ルクセンブルク(2019 年)	女性の権利を人権として認識し、女性、女の子の権利を制度的に守るための手段	3D (diplomacy:外交、development:開発協力、defense:安全保障)	女性の政治的、経済的権利、性に関する自己決定権を守ること。3D に関する、女性の参画促進。女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画	女性の政治的、経済的権利、性に関する自己決定権を守ること。女性・平和・安全保障(WPS)に関する項目(安全保障への女性参画、ジェンダーに基づく暴力、性暴力の防止、女性の保護など) ※新しい開発政策では、分野横断的な優先事項として、ジェンダー平等、人権、環境の持続可能性が掲げられている
メキシコ(2020 年)	フェミニズムのジェンダー平等の原則を実質的な平等、選択の自由、構造的な不平等の解消、差別の根絶といった外交政策の中に組み入れること	外交と組織内部の取り組み	5 つの原則:(1)外交政策にジェンダー視点とフェミニスト・アジェンダを入れる、(2)外務省の平等達成、(3)外務省内のジェンダーに基づく暴力への対応、(4)フェミニスト外交政策を可視化させる、(5)交差性の視点を全ての外交政策に落とし込む	※優先課題は、原則に従った行動計画に落とし込まれている。
スペイン(2021 年)	ジェンダー平等と女性と女の子のエンパワーメントを対外政策の中心に据えること	外交、安全保障、開発協力、貿易、組織内部の取り組み	5 つの原則:(1) 変革を求めるアプローチ、(2) リーダーシップ、(3)オーナーシップ、(4) 包摂的な参加とネットワークの醸成、(5)交差性と多様性	5 つの優先課題: (1) 女性・平和・安全保障(WPS)、(2) 女性に対する暴力、(3) 女性と女の子の権利、(4) 意思決定プロセスへの女性参画、(5)経済的正義と女性のエンパワーメント

国名(策定年)	目的と枠組み	対象範囲	原則・理念	優先課題
ドイツ 外交政策 (2023 年)	ジェンダー平等と全ての人々の権利実現、多様性を目指すこと、力関係を見直し、変革的かつ交差性の視点を主眼にしたアプローチ	外交、安全保障、人道支援、気候変動、貿易・対外投資、文化・社会的外交と組織内部の取り組み	3Rs(Rights:権利、Representation:代表制、Resources:リソース)の強化	10 のガイドライン: (1)平和・安全保障、(2)人道支援・危機管理、(3)人権、(4)環境外交とエネルギー外交、(5)貿易・対外投資、(6)文化的・社会的外交、(7)外務省内部のジェンダー平等、(8)外務省内の労働環境や規定、(9)多様性の担保、(10)ステークホルダー(市民社会組織、市民、国際的なパートナー)との対話 ※(7)~(10)は外務省内における取組
ドイツ 開発政策 (2023 年)	不平等の構造的な原因に取り組み、全ての人々の平等な社会的、政治的、経済的参加を実現することを目指す、交差性の視点を主眼としたアプローチ	開発協力と組織内部の取り組み	3Rs(Rights:権利、Representation:代表制、Resources:リソース)の強化。脱植民地化、反人種差別、交差性を強調	4 つの行動分野: (1)開発協力政策における 3Rs、(2)フェミニスト・アプローチの採用とジェンダー平等促進、(3)国際的な協調、(4)組織内の取り組み

3-2-2. 国別の詳細

本項では、世界で初めてフェミニスト外交政策を策定したスウェーデンと、G7 であるカナダ、フランス、ドイツに焦点を当て、各国におけるフェミニスト外交政策の策定に伴う動きと政策について概観する。

I. スウェーデン

「フェミニスト外交政策」に関する動き

スウェーデンでは、2014 年に政権交代したことを機に、ロベーン首相がジェンダー平等促進を政府の優先事項とする「フェミニスト政府」を立ち上げ[10]、バルストロム外務大臣が同年に世界で初めて「フェミニスト外交政策」を打ち出した。フェミニズムを前面に出した同政策の発表には、賛否両論の意見が出されたが、その後 2022 年の政権交代まで同政策は維持され、12 カ国が追随することとなった。政策の策定プロセスで、外務省や大使館の職員などを含む関係職員へのコンサルテーションが大々的に行われ、この参加型で行われたプロセスが成功につながったと見られている[11]。また、スウェーデン政府は、「フェミニスト外交政策」の下で実施されてきたさまざまな取り組みや、政策実施から得た知見を共有するハンドブックを 2019 年に発行した。

2022 年の政権交代以前に、「フェミニスト外交政策」の第三者評価が行われたが、2023 年3月時点で報告書はまだ公開されておらず、政府から独立した第三者評価から見えてきた政策の成果や課題についてはまだ明らかにされていない。フェミニスト外交政策が破棄されたことにより、今後どのような変化が起きるのか分からないが、キー・インフォーマントからは、ジェンダー平等を主目的とした ODA 二カ国援助資金の減少などがひとつの可能性として考えられるという懸念が共有された。

「フェミニスト外交政策」

スウェーデンの「フェミニスト外交政策」の特徴は、ジェンダー平等を外交政策の主要目的とし、最も包括的で一貫性がある政策文書であった。外交、安全保障、開発、貿易分野の既存の政策をひとつに束ね、国内の政策や外務省内部のジェンダー主流化とも関連付けられていた。世界人権宣言、女性差別撤廃条約、北京行動綱領、女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安全保障理事会決議 1325 号、持続可能な開発目標（SDGs）等の人権とジェンダー平等に関する国際協定の文脈で位置付けられていた。アプローチ手法は、「3Rs」と呼ばれる、女性

[10] Government of Sweden (2015) . *Step it Up for Gender Equality.* https://www.unwomen.org/sites/default/files/Headquarters/Attachments/Initiatives/StepItUp/Commitments-Speeches/Sweden-StepItUp-CommitmentText-201509-en.pdf

[11] The Ministry of Foreign Affairs of Netherland (2021). *Study on Feminist Foreign Policy* https://www.government.nl/documents/reports/2021/08/31/study-on-feminist-foreign-policy

と女の子の権利（Rights）、代表制（Representation）、リソース（Resources）を強化し構造的な変革を起こすものである。政策の実施については、人権、暴力、紛争解決や防止への女性参加、女性の政治参加、経済的エンパワーメント、性と生殖に関する健康と権利等を優先課題とした 2019～2022 年の行動計画（2022 年で終了）と年次計画が策定され、それに沿った進捗報告が行われていた。

表 1. スウェーデンの「フェミニスト外交政策」の対象範囲

外交分野	取り組みの分野と例
外交、安全保障	（1） 平和と安全、（2）人権、民主主義、法の支配、（3）軍縮と不拡散、（4）輸出管理。女性・平和・安全保障（WPS）が中核となっている。ジェンダーに基づく暴力の防止、軍縮などにおけるプロセスへの女性の参画、市民社会組織、女性権利団体への支援等。
開発・人道支援	（1）国際開発協力、（2）人道支援、（3）気候、環境、ジェンダー平等 ODA 二国間援助におけるジェンダー案件比率の向上。開発協力分野におけるジェンダー平等と女性権利実現のための分野別戦略を策定、人道支援、開発、平和構築の連携を強めるアプローチ等。
貿易	（1） 貿易、（2）プロモーション、（3） 持続可能なビジネスとディーセント・ワーク。貿易ビジネスにおける女性の参加、女性経営者支援を通した女性の経済的エンパワーメント等。

ハンドブックには政策の実施手法として、実践のための具体的な手法が提示されている。例えば、通常の業務でどのようにジェンダー主流化が実践されたか、年度毎にレビューするプロセスを通して、ジェンダー予算をサポートするツールの有無を確認したり、提案書のジェンダー分析を行うことが挙げられる。職場内でのジェンダー平等推進は充実しており、外務省の管理職や大使の女性の割合を増やすことや、特に管理職に対してジェンダー平等の理解、WSP、女性の権利などについて学べるセミナーの提供や、業務においてジェンダー主流化を推し進めるためのパーソナルコーチがつく「ジェンダー・コーチ・プログラム」がある。



II. カナダ

「フェミニスト国際援助政策」に関する動き

カナダでは2015年にフェミニストを公言するトルドー政権が発足し、2017年に「フェミニスト国際援助政策 」(Feminist International Assistance Policy)が発表された。同政策は、国際・開発協力におけるジェンダーに特化した分野別戦略ではなく、ジェンダー平等・フェミニズムを開発協力における政策の中核とする、画期的なものである。特徴的なのが、策定までのコンサルテーション・プロセスの規模の大きさと市民社会の関わりである。トルドー首相から外務大臣への委任状により、 2016年にカナダ外務省は、ジェンダー平等・フェミニズムを中核に捉えた政策案を打ち出した。国内の市民社会だけでなく、グローバルサウスの女性団体も含め意見交換の場を設け、その対象は65カ国、1万5,000人以上にも及んだ。このプロセスで多くのCSOから提出された提言が採用されたことから、当初から広くCSOから歓迎された政策である[12]。

同政策策定の翌年2018年には、G7サミットがカナダで開催され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが主要テーマのひとつとなった。同時に、CSOによるW7が初めてカナダで開催され、G7の公式エンゲージメントグループとなり、この分野におけるカナダのリーダーシップが発揮された。

「フェミニスト国際援助政策」

カナダの「フェミニスト国際援助政策」は、貧困を削減し、平和でより包摂的で豊かな世界を実現するための政策で、ジェンダー平等促進と女性・女の子のエンパワーメントを、この目標を達成するための最も効果的なアプローチとしている。このアプローチは、ジェンダーのみな

[12] 高柳 彰夫(2018).『カナダの J. トルドー自由党政権の「フェミニスト国際援助政策」』国際交流研究 : 国際交流学部紀要. 2018. 20. 85-107 https://core.ac.uk/download/pdf/228880305.pdf

らず全ての属性に対する差別に取り組み、人権に基づくことを前提にしている。もう一つ特徴的であるのが、SDGs に沿ってジェンダー平等を主目的または分野横断的に捉えた 6 つの優先分野が定められており、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」と整合していることである。

目標としては、2021-22 年の ODA 二国間援助の 95%以上がジェンダー平等に貢献することや、現地の女性団体を支援することが掲げられている。アカウンタビリティ枠組みとしては、「政府開発援助説明責任法」（Official Development Assistance Accountability Act）に基づいた報告が義務付けられている。同政策は、開発以外に外交、貿易、安全保障分野などにジェンダー主流化を統合するアプローチが必要であることに言及しているが、政策文書としてはスウェーデンのような全ての分野を束ねる内容ではないと言える。

III. フランス

「フェミニスト外交政策」に関する動き

2017 年にマクロン大統領が就任し、ジェンダー平等をフランスの最優先課題とした。翌年の 2018 年にフランス政府は、開発分野における第3次「ジェンダー平等国際戦略 」（France’s International Strategy on Gender Equality: 2018-2022）を策定し、2019 年にフェミニスト外交の採用を宣言した。フェミニスト外交の明確な定義は行われていないが、フランスのヨーロッパ・外務省は、ジェンダー平等は国の最優先課題であり、フェミニスト外交政策を通して、国のコミットメントを果たしていくこと、そしてフランスのフェミニスト外交政策の主な焦点となる事項は、「ジェンダー平等国際戦略」で示されているとしている[13]。フランスの場合は、政策文書と宣言年が前後しており、主な動きは以下の表 2 を参照されたい。

表 2.「フェミニスト外交政策」に関するフランスの主な動き

年	主な動き
2017 年	マクロン大統領就任、ジェンダー平等をフランスの最優先課題と宣言
2018 年	第 3 次「ジェンダー平等国際戦略（2018-2022） 」策定
2019 年	G7 サミット開催、ジェンダー平等が優先分野のひとつ、「ジェンダー平等宣言」（Declaration on gender equality）が出される フランス政府が「フェミニスト外交」を宣言
	ODA 対象国の「フェミニスト団体を支援する基金」（The Support Fund for Feminist Organizations）設立
2021 年	開発分野の法律「包摂的開発と世界的不平等への対応関するプログラム法」

[13] The Ministry for Europe and Foreign Affairs of France. Feminist Diplomacy https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/feminist-diplomacy/#:~:text=They%20call%20on%20States%20to,Women%2C%20Peace%20and%20Security%20Agenda （2023 年 2 月 10 日閲覧）

	(The Programming Act on inclusive development and combating global inequalities」策定。ジェンダー平等が優先分野のひとつとなる
	ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラムをフランスで開催

第 3 次「ジェンダー平等国際戦略(2018-2022)」

フランス政府は、「開発とジェンダーに係る戦略」を 2007 年に策定し、その後第2次、第3次戦略へと改定している。第 3 次「ジェンダー平等国際戦略」の冒頭には、ジェンダー平等は大統領指令の最優先事項であり、主目的および分野横断的テーマになると言及している。本戦略の目標は以下の通りである。

3つの原則

1. **包括的アプローチ:**フランスの全ての対外行動におけるジェンダー主流化。SDGs とフランスの対外行動の整合性を保ち、最優先国に対する開発協力のみではなく、フランスの外交全て(政治、経済、ソフト外交、文化、教育分野における行動を含む)においてジェンダーを主流化させる。また、包括的アプローチには、対外的な事柄のみならず、省庁のジェンダー平等へのコミットメントも含む。
2. **人権に基づくアプローチ:**女性の権利の尊重、ジェンダー平等、ジェンダー差別の排除を基盤とし、人権に関する規範、規則、国際原則を、女性に対する暴力に関する開発・人道支援の政策や事業に統合する。
3. **ジェンダーに基づくアプローチ:**分野横断的かつ具体的に全ての対外行動に係る政策の目標、活動範囲、活動手法などにジェンダーの視点が含まれていること。

5つの目標と指標の例(一部抜粋)

大目標:フランスの対外行動にジェンダー平等とジェンダー課題を体系的に主流化する
中目標

1) ジェンダー平等とジェンダー課題へ配慮が外務省の組織文化としてより強化されるように促進する
 指標例:年次フォローアップ会議の開催、幹部や大使の女性比率改善、賃金含む職場の平等を推進する人事ツールの数、ジェンダー研修を受けた省の職員の比率
2) ジェンダー平等達成に向けたフランスの政治的アドボカシー活動を強化する
 指標例:総局と連携して行われた政治的アドボカシー活動の数、受入国の外交官により設定されたジェンダーに関する二国間協議と対話の枠組みが設定される
3) ODA におけるジェンダー平等案件の増加と質の改善をする
 指標例:2022 年までに ODA の事業の 50%がジェンダー平等に貢献する、開発庁は毎

年7億ユーロをジェンダー平等を主目的とした案件に支出し、案件の 100%に OECD-開発援助委員会(DAC)ジェンダー平等政策マーカーを適用する

4) 省と関連機関のジェンダー平等達成への行動に関する可視性、透明性、説明責任を強化と改善する

指標例:半年毎に政府の平等高等評議会(High Council for Gender Equality)による評価と報告、ヨーロッパ・外務省と開発庁における年次自己評価が実施される

5) ジェンダーの不平等に取り組むため、市民社会、民間部門、研究関係者の間との連携を強化する

指標例:GED プラットフォーム(ジェンダーと開発分野のさまざまなステークホルダーをつなぐプラットフォーム)の全体会議以外にイベントの開催、戦略実施に関する情報共有、ワーキンググループの資金調達がなされる

同戦略にはアカウンタビリティ枠組みとして、目標毎の期待される成果、指標、ステークホルダー、タイムラインが詳細に記載された行動計画が付属している。他国の政策文書と比較しても、非常に包括的で、多くが測定可能な指標に基づく詳細な行動計画があることが特徴的である。なお、同戦略は 2023 年の改定にあたり準備が進んでおり、平等高等評議会による評価報告書が出る予定である。

IV. ドイツ

「フェミニスト外交・開発政策」に関する動き

ドイツは、2021 年の総選挙前から市民社会がフェミニスト外交政策策定の働きかけを行い、ショルツ新政権発足後、フェミニスト外交・開発政策を宣言した。その後、「フェミニスト外交政策」を外務省が、「フェミニスト開発政策」を経済開発協力省がそれぞれ策定するにあたり、関係者とのコンサルテーション・プロセスを開始した。2023 年 3 月、外務省が「フェミニスト外交政策」のガイドランを、経済開発協力省が「フェミニスト開発政策」の戦略を正式に政策文書とともに発表した。

インタビューをした経済開発協力省の職員によると、「フェミニスト開発政策」の戦略策定にあたり、戦略の骨子やドラフトを作る前に、まずはドイツの CSO とのコンサルテーションを行った。これは、政府が準備した案に市民社会がコメントをするという従来の方法への批判を認識した上で、CSO の知見に基づくインプットを戦略の基礎にしたいという考えからであった。その後、グローバルサウス・ノースの CSO、関係省庁や機関、専門家等との協議プロセスに基づいて戦略が策定された。インプットに基づき決定した行動分野は、(1)フェミニスト原則に沿った実施とジェンダー平等実現のための取り組み強化、(2) 3Rs:女性と女の子の権利(Rights)、代表制(Representation)、リソース(Resources)の強化、(3) 国際的な同盟と市民社会との連携強化、(4)フェミニスト原則に沿った組織改革である。なお、経済開発協

力省は、コンサルテーションにおける CSO からの提言を報告書[14]にまとめてホームページ上に掲載している。

ドイツは 2022 年の G7 サミット議長国であり、同年にフェミニスト外交・開発政策が初めてG7のテーマのひとつになり、首脳宣言に「フェミニスト開発、外交及び貿易政策」の一文が入る成果を成し遂げた。

「フェミニスト外交・開発政策」

外務省の「フェミニスト外交政策」の対象は、外交、安全保障、人道支援、気候変動、貿易・対外投資、文化・社会的外交で、経済開発庁の「フェミニスト開発政策」は開発協力が対象範囲である。両政策とも、スウェーデンのアプローチ「3Rs」:女性と女の子の権利(Rights)、代表制(Representation)、リソース(Resources)の強化を中心に打ち出しているが、女性、女の子だけでなく LGBTQI+の人々、その他の弱い立場に置かれた人々の多様性や包摂へのアプローチが他国のフェミニスト外交政策と比較して、より強調されている。例えば、外務省や経済開発庁の組織内部の取り組みについてもジェンダー以外の属性による多様性の促進が掲げられており、これは今までのフェミニスト外交政策には見られなかった点である。また、開発政策には脱植民地化、反人種差別、交差性がより強調されていることも特徴的である。

「フェミニスト外交政策」

外務省は「フェミニスト外交政策」のガイドラインで原則、取り組む内容、手法を示している。以下は、分野別の主な原則と取り組み内容である。

表 3. 分野別ガイドラインの内容

分野	原則・取り組み内容
平和・安全保障	(1)平和プロセスにおける女性と弱い立場に置かれた人々の参画、(2)武力紛争におけるジェンダーに基づく暴力防止やサバイバー支援、(3)軍備管理及び武器輸出管理におけるジェンダーに配慮したアプローチの強化、人道的な武器管理を強化し、核兵器のない安全な世界の提唱
人道支援	女性と弱い立場に置かれた人々のニーズ配慮、参加、ジェエンダー特有のリスク考慮。国際的な危機管理におけるジェンダー・トランスフォーマティブ(変革的)アプローチ
人権	(1) SRHR の促進、(2)女性性器切除(FGM)の根絶、(3)LGBTQI+の人々への差別と暴力防止

[14] The Federal Ministry for Economic Cooperation and Development of Germany (n.d.) *Synthesis of Contributions by Civil Society. Consultation Process on the Feminist Development Policy of the Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ)* https://www.bmz.de/resource/blob/129538/synthesis-of-contributions-consultation-german-feminist-development-policy.pdf

気候変動	気候危機により悪化した不平等と脆弱性の認識と対応。女性や多様な弱い立場に置かれた人々への気候危機への対応と、気候とエネルギー外交における重要なステークホルダーとして参加確保
貿易・対外投資	女性と弱い立場に置かれた人々の参加を促進。公平で安全なデジタル分野の国際基準に向けた取り組み
文化・社会的外交	女性と弱い立場に置かれた人々の公正な参加促進と芸術や文化、研究、科学、教育、メディアでの認知度向上。脆弱層の保護
内部の取り組み	外務省でのジェンダー平等、多様性や包摂の推進。平等で差別のない職場環境、市民社会と国際的なパートナーとの継続的対話等

「フェミニスト開発戦略」

フェミニスト開発戦略には、(1)開発協力政策における 3Rs、(2)フェミニスト・アプローチの採用とジェンダー平等推進(3)国際的な協調、(4)組織内への働きかけ、の 4 つの行動分野がある。経済開発庁へのインタビューによると、今までの開発協力分野におけるジェンダー政策との違いは、フェミニスト開発戦略は不平等をもたらす構造を変革しようとするアプローチであり、ODA のジェエンダー案件への拠出へのコミットメントもより高いものになっている。このアプローチは、女性、女の子、その他の弱い立場に置かれた人々へ、不平等を克服する負担を負わせるのではなく、不平等の原因となっている構造(例えば、植民地時代の人種差別、家父長制に深く根ざした構造)を変革し、男性の変革者を含む社会全体の責任を強化することを目指す。また、フェミニスト・アプローチはジェンダー平等だけでなく、取り残された人々へ目を向け、こうした人々を開発協力の中核に捉えた支援を行うことを意味している。量的な違いとしては、ODA のジェンダー案件比率を 2025 年までに 93%(85%がジェンダー活動統合案件、8%がジェンダー平等主目的案件)とする目標設定をしたことである。同戦略では、インパクトを測定する方法として目標や指標を設定した「ジェンダー行動計画」を策定するとしている。



3-3. 成果・課題と前提条件・成功要因

フェミニスト外交政策は比較的新しい政策枠組みで、当然ながら枠組みや実施年数は国により異なり、効果に関する十分なエビデンスがない状況である。そのため、外交政策分野において体系的に政策の効率が改善されているのか、全体的にどのようなインパクトがあるのかを測ることは難しいという制約がある。こうした条件の下、この節では、一定の実施年数を経たスウェーデンとカナダを中心に成果と課題について分析する。

3-3-1. 成果

省庁内のコミットメント

まず成果として、フェミニスト外交政策は、政策の実施主体である外務省等の省庁内でのジェンダー平等に関する意識やコミットメントを高めることに貢献していることが挙げられる[15]。例えば、スウェーデン政府は、2018 年に外務省と大使館職員にアンケート調査を行い、多くが「フェミニスト外交政策のアプローチは自身の業務に大きく影響している」と回答し、外務省の組織文化の変革を推進したと報告している[16]。スウェーデンは元々ジェンダー平等実現への取り組みが進んでいる国であるが、ジェンダー平等政策からあえてフェミニスト外交政策に変わったことで、外務省の取り組みがより強化されたことが強調されている[17]。また、内部の改革として管理職や大使の女性比が増加したことも報告されている。スウェーデンでは、女性大使の比率が、2016 年には 40%であったのに対して、2022 年には 50%に達ししており、カナダと並んで世界で最も高い水準となっている[18]。こうしたリーダー層のジェンダー比改善は、フェミニスト外交政策なくしても起きていたかもしれない。しかし、スウェーデンの政策分析で述べたように、ハンドブックで外務省内部の実施手法を明確に提示し、制度化されていることが内部の意識やコミットメント向上に貢献した可能性がある。

資金面のコミットメント

資金面のコミットメントとして、特に女性の権利／フェミニスト団体への資金提供や ODA 二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件の比率向上が挙げられる。ICRW がフェミニスト外交政策とジェンダー平等のための開発資金について行った評価[19]によれば、フェミニス

[15] Kouvo,Sari (2020). A Challenging Agenda for Troubled Times: The Swedish Feminist Foreign Policy. *Retfærd* 4: 65-88. https://genderandsecurity.org/sites/default/files/Kouvo_-_Swedish_FFP.pdf

[16] Council on Foreign Relations. *Advancing Gender Equality in Foreign Policy*. 2020-4-7 https://www.cfr.org/report/advancing-gender-equality-foreign-policy (2023 年 2 月 24 日閲覧)

[17] The Ministry of Foreign Affairs of Sweden(2019). *Handbook Sweden's feminist foreign policy.* https://fojo.se/wp-content/uploads/2022/03/handbook-swedens-feminist-foreign-policy.pdf

[18] Anwar Gargash Diplomatic Academy (2022). *Women in Diplomacy Index 2022.* https://www.agda.ac.ae/docs/default-source/Publications/women-in-diplomacy-en-mar-2022.pdf?sfvrsn=4

[19] Papagioti, F., Thompson, L. and Ahmed, S. (2022). *Feminist Foreign Policy and Development Finance for Gender Equality:An Assessment of Commitments.* International Center for Research on Women https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2022/09/Fexminist-Foreign-Policy-and-Development-Finance-for-Gender-Equality_web-version_rev.pdf

ト外交政策を宣言するにあたり、コミットメントの強化や、新たな資金提供および基金設立の発表が伴うことが多く、ジェンダー平等実現のための資金のコミットメント向上はフェミニスト外交・開発政策にとって重要な要素であることを示唆している。インタビューをした CSO からも資金面のコミットメントにおいて一定の評価があった。

特別プログラムや基金の設立

スウェーデンは、2015 年から 2016 年にかけて、女性権利団体への支援を 35%増加させ、2017 年には、性と生殖の健康と権利に関する「She Decides」運動を共同設立し 2 億クローナをコミットした[20]。2016 年に策定されたカナダの「フェミニスト国際援助政策」の一環としてカナダ政府は、2017 年にグローバルサウスの女性権利団体を支援する「女性の声とリーダーシップ・プログラム」(Women's Voice and Leadership Program)に 1.82 億カナダ・ドル 、2018 年にジェンダー平等と女性・女の子のエンパワーメントのための「平等基金」(The Equality Fund)に 3 億カナダ・ドルを供与することを発表した。「女性の声とリーダーシップ・プログラム」(Women's Voice and Leadership Program)については、CSO とカナダ国際関係省が評価を行っており、特に初期の国際関係省の手続きや透明性についての課題が挙げられている以外は、資金を得づらいグローバルサウスの女性権利団体への支援強化を成し遂げた好事例として、高く評価されている[21]。また、カナダの同政策は発表当初、女性と女の子に焦点が絞られ、LGBTQ+の言及がないことや、交差性の視点がないことが問題視されてきたが、2019 年には、LGBTQ+を支援するプログラムに5年間で 3000 万カナダ・ドルを支援することを発表し[22]、一定の評価を得ている[23]。2019 年にフェミニスト外交政策を宣言したフランスも同年に、ヨーロッパ・外務省とフランス開発庁が共同運営するフェミニスト団体を支援する基金を通して、2020 年から 2022 年の 3 年間で 1 億 2,000 万ユーロを ODA のパートナー国のフェミニスト団体に支援すると発表した[24]。

ODA 二国間援助のジェンダー案件比率

OECD-DAC が使用している「ジェンダー平等政策マーカー」を用いて測定する ODA 二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件の比率は、フェミニスト外交政策の成果を測る指標のひとつである。DAC の定義[25]によると、「ジェンダー案件」として分類されるには、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進し、ジェンダーに基づく差別と不平等を減らす意図

[20] Thompson, L., Ahmed, S. and Khokhar, T. (2021). *Defining Feminist Foreign Policy: A 2021 Update.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2021/09/Defining-Feminist-Foreign-Policy-2021-Update.pdf

[21] 高柳彰夫(2023)「カナダのフェミニスト国際援助政策(FIAP)の実施」(『国際交流研究』25 号、2023 年掲載予定)

[22] Global Affairs Canada. *News release Canada announces new funds in support of LGBTQ2 rights*. https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2019/02/canada-announces-new-funds-in-support-of-lgbtq2-rights.html(2023 年 2 月 24 日閲覧)

[23] 高柳彰夫(2023)「カナダのフェミニスト国際援助政策(FIAP)の実施」(『国際交流研究』25 号、2023 年掲載予定)

[24] French Development Agency. *Support Fund for Feminist Organizations*. https://www.afd.fr/en/support-fund-feminist-organizations(2023 年 2 月 24 日閲覧)

[25] OECD (2018). Converged Statistical Reporting Directives For the Creditor Reporting System (CRS) and The Annual DAC Questionnaire https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf

があり、以下の活動を通してジェンダー平等を促進することが事業の文書で明示されている必要がある。

1）女性・女子と男性・男子の間の社会的、経済的、または政治的権力の不平等を減らし、女性が活動から男性と平等に利益を得られるようにする、またはこれまでの差別を是正する。
2）ジェンダー平等または差別禁止の政策、法律、制度を策定・強化する。

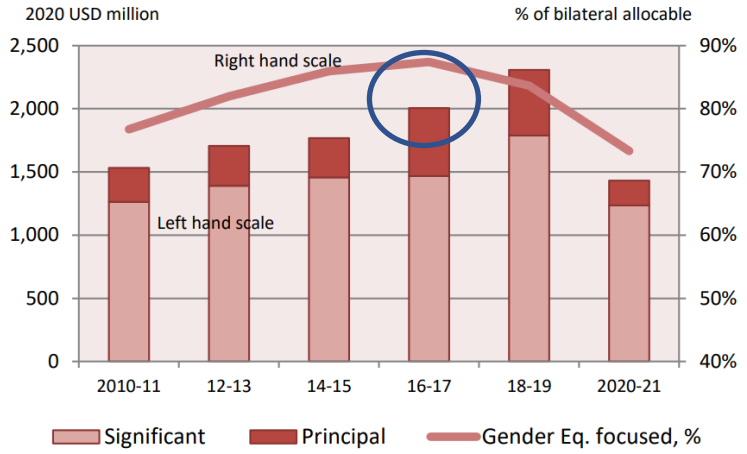
表 4. ジェンダー平等政策マーカーの分類

DAC 分類	定義
0: Not targeted（対象外）	該当しない
1: Significant （ジェンダー活動統合案件）	ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに貢献する活動が統合されている
2: Principal （ジェンダー平等主目的案件）	ジェンダー平等や女性のエンパワーメントが主目的である

但し、過去 10 年の OECD-DAC のジェンダー案件（表 4 のジェンダー活動統合案件（Significant）とジェンダー平等主目的案件（Principal）の合計）の金額と比率を見ると、フェミニスト外交政策の有無に関わらず、全体的に増加傾向にある[26]。新型コロナウイルス（COVID-19）の発生により支援の優先が変わる等の外的要因の影響もあるため、一概にフェミニスト外交政策との相関性を示すことは難しい。スウェーデンやカナダは、ジェンダー案件の比率がフェミニスト外交政策策定以前から高水準であるが、以下の図 1～3 で示す通り、政策策定前後のデータで比較すると、発表した年または翌年の比率の増加が顕著である。特にカナダは、95%（ジェンダー活動統合案件（Significant）80%、ジェンダー平等主目的案件（Principal）15%）の目標値を掲げており、2015 年に 2.1%だったジェンダー平等主目的案件（Principal）の割合が 2018 年には目標値を超え 18.3%を達成している。最新のデータ（2020－21 年平均）ではジェンダー案件の割合は 90%で、OECD-DAC のなかで最も高い水準となっている[27]。

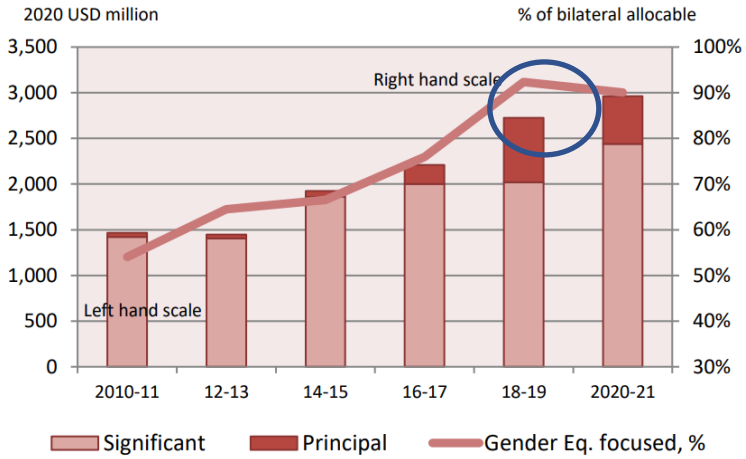
[26] OECD. *Development finance for gender equality and women's empowerment.* https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/development-finance-for-gender-equality-and-women-s-empowerment.htm（2023 年 2 月 24 日閲覧）
[27] OECD. OECD.Stat. https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DV_DCD_GENDER（2023 年 2 月 24 日閲覧）

図 1. スウェーデンの ODA 二国間援助におけるジェンダー案件金額と比率: 20010-21 年の推移
（2014 年にフェミニスト外交政策策定）



出典:OECD(2023). Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Chart[28]

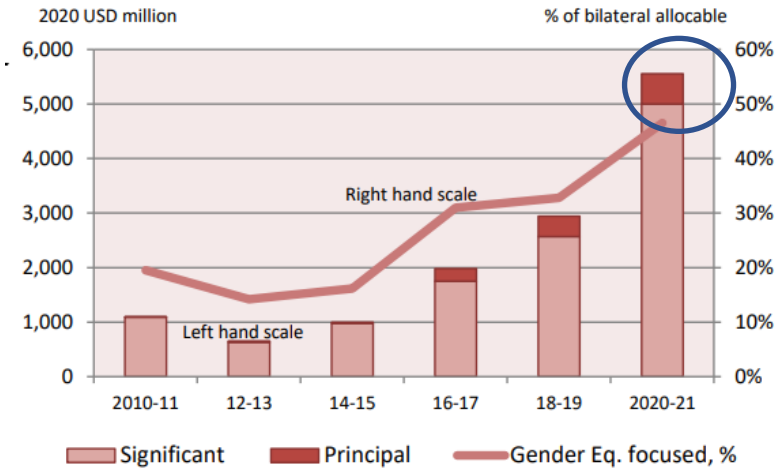
図 2. カナダの ODA 二国間援助におけるジェンダー案件金額と比率: 20010-21 年の推移
（2017 年にフェミニスト国際援助政策策定）



出典:OECD(2023). Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Chart

[28] OECD (2023). *Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Chart*
https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/Aid-to-gender-equality-donor-charts.pdf

図 3. フランスの ODA 二国間援助におけるジェンダー案件金額と比率：2010-221 年の推移
（2018 年に第 3 次ジェンダー平等国際戦略策定）

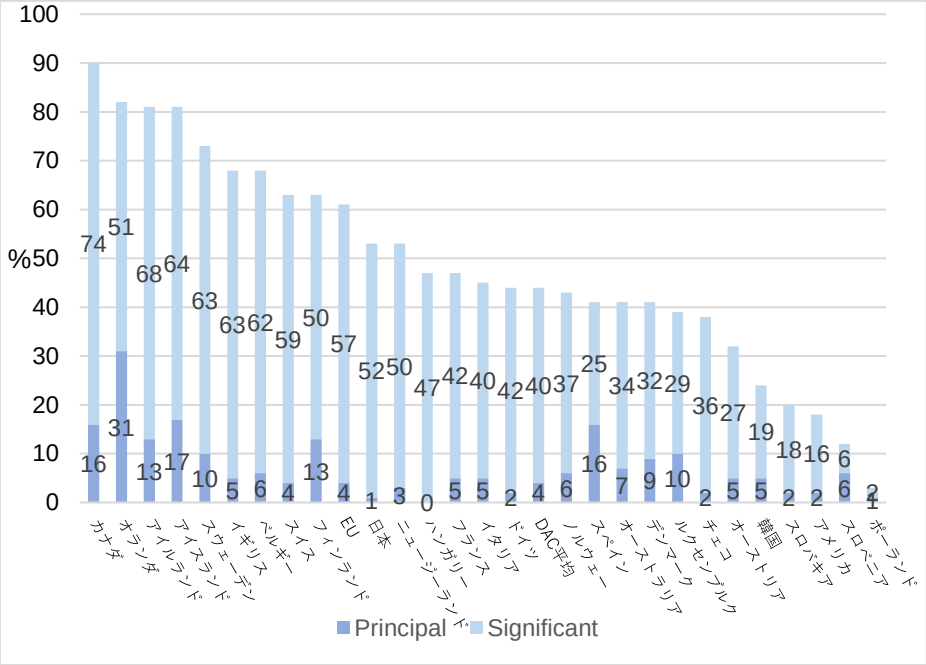


出典：OECD(2023). Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Chart

OECD-DAC メンバー全体で見ると、最新データ(2020-21 年平均)の ODA 二国間援助におけるジェンダー平等のための資金は 574 億米ドル(44%)である。そのうち、図 4 で示す通り、ジェンダー平等を主目的としたジェンダー平等主目的案件(Principal)の比率はわずか 4%と低水準となっている[29]。過去 10 年の推移は、ジェンダー活動統合案件(Significant)の割合は上昇傾向にあり、2012 年の 17.2%から 2021 年には 38.3%と倍増している。一方で、ジェンダー平等主目的案件(Principal)は低水準で推移しており、過去 10 年でほとんど改善が見られない。

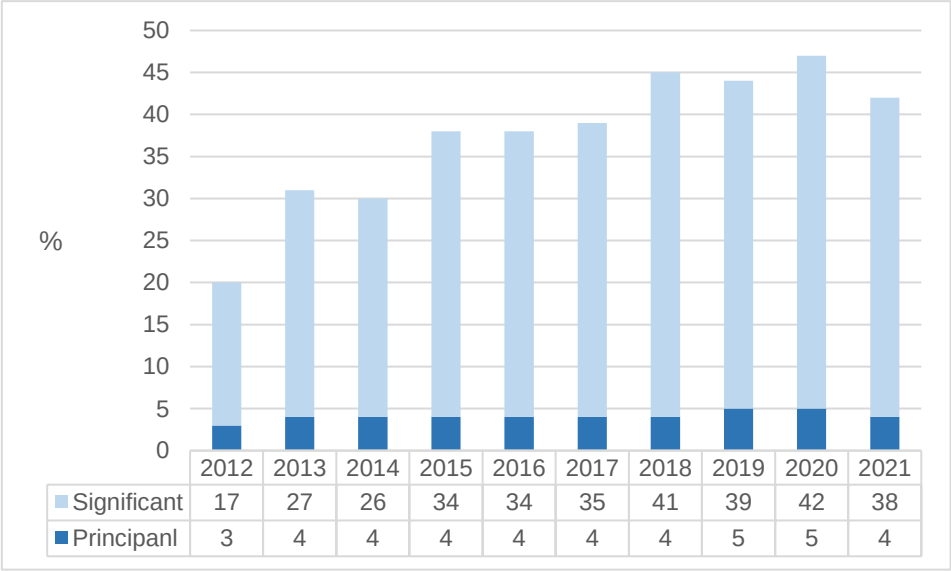
[29] OECD. *Development finance for gender equality and women's empowerment.* https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/development-finance-for-gender-equality-and-women-s-empowerment.htm(2023 年 2 月 24 日閲覧)

図 4.DAC 加盟国の ODA 二国間援助におけるジェンダー案件比率（2020-21 年平均）



出典:OECD “Development finance for gender equality and women’s empowerment”[30]より作成

図 5. DAC 加盟国の ODA 二国間援助におけるジェンダー案件比率平均値の推移（2012-21 年平均）



	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
Significant	17	27	26	34	34	35	41	39	42	38
Principanl	3	4	4	4	4	4	4	5	5	4

出典:OECD database[31]より作成

[30] OECD. *Development finance for gender equality and women’s empowerment.* https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/development-finance-for-gender-equality-and-women-s-empowerment.htm（2023 年 2 月 24 日閲覧）

[31] OECD. OECD.Stat. https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DV_DCD_GENDER（2023 年 3 月 4 日閲覧）

過去5年間の ODA 二国間援助における女性権利団体・運動への資金は、2018-19 年の平均が 6 億 9,000 万米ドル[32]、2019-2020 年の平均が 7 億 700 万米ドル[33]、2020-21 の平均が 5 億 7,400 万米ドル[34]である。W7 は、ジェンダー案件を 100%とし、そのうちジェンダー平等主目的案件（Principal）を 20%、女性権利団体・運動への支援を 10%とすることを提言している[35]。



[32] OECD (2021). *Development finance for gender equality and women's empowerment: A 2021 snapshot*. https://www.oecd.org/development/gender-development/Development-finance-for-gender-equality-2021.pdf
[33] OECD (2022). *Development finance for gender equality and women's empowerment: A 2022 snapshot*. https://www.oecd.org/dac/Gender_ODA_2022.pdf
[34] OECD. *Development finance for gender equality and women's empowerment*.https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/development-finance-for-gender-equality-and-women-s-empowerment.htm（2023 年 2 月 24 日閲覧）
[35] W7 Germany. (2022). W7 Communique. https://www.bmfsfj.de/resource/blob/198142/bb21a08a3ea8e48c0eb35ad5528d59fb/20220525-w7-kommuniqu%C3%A9-data.pdf

3-3-2. 課題

フェミニスト外交政策には、主に 3 つの課題が挙げられる。第 1 にフェミニスト外交政策が一貫性に欠けることである。これは、インタビューを行った CSO からも指摘があった。フェミニスト外交政策の原則として、平和・安全保障を優先事項の一つとしているにも関わらず、軍事費用を増大させ、武器を輸出し、原発保持への支援を表明すること、国内で女性の権利侵害があることはフェミニスト原則に反し、一貫性に欠けるという批判である[36]。一国の行動はグローバル社会において全てが複合的に重なり合っており、フェミニスト外交性政策が包括的に実践されていないことへの問題提起がある。

第2に政策実施面でのインパクトが不明瞭であることである。最も包括的であると評価されているスウェーデンのフェミニスト外交政策は、政策実施を包括的に評価できていないとの指摘がある[37]。この点については、スウェーデンで初めて政府から独立した第三者評価が 2022 年に行われたが、2023 年3月時点で報告書が出ていない状況である。フェミニスト外交政策で目指す構造的な改革や交差性の視点も、概念的であり実践面ではどう測定し評価するのかが曖昧であると言える。ODA への資金面からのコミットメントを見る OECD-DAC によるジェンダー平等政策マーカーは、男女間のジェンダー平等を前提としており、多様な性自認や交差性の視点は含まれていないといった制約がある。

第3に、スウェーデンの事例が示すように、フェミニスト外交政策のコミットメントは、政権交代やリーダーシップの変化に左右されやすいことである。インタビューをした CSO からも他国でも同じことが起きるのではないかと懸念の声が聞かれた。フェミニスト・アプローチは、今後普遍的な価値として浸透させていく必要性を示している。

3-3-3. 前提条件・成功要因

フェミニスト外交政策を策定・宣言した国は、グローバルサウスの国々も含む 13 カ国に達し、国の状況や背景も多様である。全ての国に共通した事ではないが、フェミニスト外交政策の前提条件・成功要因をまとめると概ねの以下の通りである。

- ジェンダー平等に元々先進的に取り組んでいて、国内での実績がある
- ハイレベルでのコミットメント。多くの国では CSO からのアドボカシー、政権交代と女性外務大臣の就任が伴っている

[36] Thomson, J. (2022). Gender norms, global hierarchies and the evolution of feminist foreign policy. *European Journal of Politics and Gender*, 5(2), 173-190. https://doi.org/10.1332/251510821X16354220233761
[37] Thompson, L., and Clement, R. (2019). *Defining Feminist Foreign Policy.* International Center for Research on Women. https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2019/04/ICRW_DefiningFeministForeignPolicy_Brief_Revised_v5_WebReady.pdf

・ 市民社会スペース、特に女性権利／フェミニスト団体への尊重
・ 参加型の政策や行動計画の策定プロセス。省庁や関係機関の職員、グローバルサウス含むCSO とのコンサルテーションを十分に経ること
・ ガイドラインや研修などを通した組織支援の充実

3-4. 日本の開発分野におけるジェンダー政策

本節では、日本の外交分野におけるジェンダー政策、特に開発に焦点を置いて概観する。まず日本国内のジェンダー平等の達成状況に目を向けると、日本は世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数 2022 年版[38]で 146 カ国中 116 位と、世界的にもジェンダー・ギャップが大きく、ジェンダーに関し深刻な課題を抱えた国のひとつである。外交分野を見ると、国家公務員の外務省における女性比は 56.3%であるのに対し、課室長相当職は 8.4%と意思決定層は男性が占めており[39]、大使の女性比はたった 2.5%である[40]。先述のフェミニスト外交インデックスでは、日本は 48 カ国中 39 位で女性のリーダーシップや移民政策等の立ち遅れが、順位が低い主な原因となっている。

日本の外務省は、国際的な取り組みにおけるジェンダー主流化の手段として UN Women との連携強化を掲げている。具体的な取り組みとしては、開発途上国の「女性起業家資金イニシアティブ」の支援、国際女性会議（WAW!）の開催、国際的な議論への参加、女性・平和・安全保障（WPS）の実施、「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」や「紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金」への支援等がある[41]。また、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」において、女性の経済的自立が中核となっていることが外務省主催の国際女性会議（WAW!）でも議論されている[42]。

2015 年策定の開発協力大綱は、2023 年に基本方針見直しに伴う改定に向けたプロセスが進んでいる。この改定にあたり市民社会から特に、開発協力が外交のツールとして使われることや非軍事原則の徹底についての懸念の声があがり、2022 年 10 月に以下の要請書[43]が出された。

[38] World Economic Forum (2022). *Global Gender Gap Report 2022.* https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2022/

[39] 内閣府・厚生労働省（2021）「各府省等の女性活躍状況及び女性活躍推進法の施行状況について」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kagayakujosei/dai11/siryou2-1.pdf

[40] Anwar Gargash Diplomatic Academy (2022). *Women in Diplomacy Index 2022.* https://www.agda.ac.ae/docs/default-source/Publications/women-in-diplomacy-en-mar-2022.pdf?sfvrsn=4

[41] 外務省「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html（2023 年 3 月 1 日閲覧）

[42] 外務省「WAW!2022 コンセプトノート『総論：新しい資本主義に向けたジェンダー主流化』」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_003944.html（2023 年 3 月 1 日閲覧）

[43] 「『開発協力大綱』改定に対するNGO要請書 開発協力の理念と原則：非軍事的手段で人間の安全保障の 実現を目指すべき及び市民社会との連携強化」（2022 年 10 月 19 日）https://hrn.or.jp/news/22799/

1) 開発の定義が「開発途上地域の開発を主な目的とする『公共的な』国際協力活動」であることの明確化
2) 軍事的用途及び国際紛争・国内紛争助長への使用回避原則の堅持
3) 環境、人権アプローチを開発協力の中心に据えた当事者の意見を反映する仕組みの明示
4) CSO（NGO）の位置付けの抜本的見直し・連携強化
5) 開発協力におけるジェンダー主流化の明示
6) 深刻な人権侵害等が発生している国に対して援助の緊急停止・見直しを行うことの明記

上記要請でも指摘があるように、現行の開発協力大綱には、「女性の参画推進」「男女平等」という言葉のみで、「ジェンダー主流化」への言及がないことが問題として挙げられる。

表 5. 日本政府の開発協力におけるジェンダー政策枠組み

年	政策枠組
2005 年	**ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ（2003 年 ODA 大綱）**
2015 年	**女性・平和・安全保障（WPS）行動計画** 平和・安全保障分野への女性の参画に関する国連安保理決議に基づく行動計画。2016 年より実施、第 2 次行動計画（2019-22 年）、第 3 次行動計画は現在策定中。参画、予防、保護、人道・復興支援、モニタリング・評価の 5 つの柱からなる。ドナー国の立場としての内容が主だが、一部国内の取組みにも対応をしている。
2016 年	**女性の活躍推進のための開発戦略** 2015 年開発協力大綱、持続可能な開発目標（SDGs）の採択に基づいた、国際協力分野における女性活躍推進のための戦略。人間の安全保障の理念に基づき、女性の活躍を推進する。アプローチのひとつとして「事業及び組織におけるより一層のジェンダーの主流化」が掲げられている。
2016 年	**持続可能な開発目標（SDGs）の実施指針及びアクションプラン** ジェンダー平等は SDGs の目標 5 のみならず、横断的な課題として扱われている。2019 年改定実施指針の優先課題の一つである「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」に対して、2021 年版アクションプランの具体的取組みとして「ジェンダーの主流化・女性の活躍推進」が掲げられている。

「女性・平和・安全保障（WPS）」の評価

「女性・平和・安全保障（WPS）第3次行動計画」（2023-28 年）は現在策定中で、2023 年3月に行動計画案に対するパブリックコメントの募集が行われている。行動計画の評価については、2年毎に行われており、最新のものは 2021 年に評価委員によって 2018-19 年を対象とした内容のみで、第2次行動計画の総括にあたる報告書の公開はないまま、第3次の策定が行われている状況である。2018-19 年の評価報告書[44]では、国際協力分野の紛争影響地域における取り組みの成果について、（1）取り組み数の増加と質の向上、（2）人道上危機的な状況下の女性や女の子の保護・救済への取り組みの強化が挙げられている。課題として、（1）女性の政治参画を促進する取り組みが少ないこと、（2）社会制度と規範の変革につながるような女性のエンパワーメントの活動が不十分であること、（3）ジェンダーに基づく暴力の根底にあるジェンダー規範と慣行を変革する法整備と司法関係者の能力強化の必要性、（4）ODA 二国間援助において女性・平和・安全保障（WPS）関連事業の増加と ODA 全体の拠出金額との相関性が不明瞭であることが指摘されている。

キー・インフォーマントからは、女性・平和・安全保障（WPS）行動計画は、2013 年から市民社会との度重なる意見交換のもと策定されたもので、市民社会の公平な参加や意見表明については賛否があるが、今までにないコンサルテーション・プロセスは画期的であったと評価されている。一方で、行動計画の策定には閣議決定を経ていないため、拘束性が十分あるとは言い難く、実施面においての関係省庁のコミットメントが高くないなどの問題点も述べられた。

また、2022 年には、元女性自衛官による性被害の告発[45]があり、防衛省の対応や人権意識、平和安全保障を担う女性自衛官の安全確保に対する懸念の声もある。さらに、アカウンタビリティ枠組みの課題として、指標設定に関する指摘があった。全体のインパクトを測るような指標設定がなされていないこと、指標に目標値がないといった点である。例えば、「和平プロセスへの女性の参画が高まる」という目標に対して、「和平交渉・和平プロセスへの女性の参画割合（復興支援会議を含む）」という指標が設定されているが、それに対する目標値・達成期限の設定がないため、達成状況を評価することができず、事例中心の評価手法となっている。

「女性の活躍推進のための開発戦略」の評価

「女性の活躍推進のための開発戦略」は、2015 年の開発協力大綱の下に策定された国際協力分野におけるジェンダー戦略である。開発分野には緊急人道支援や平和構築も含まれており、重点課題の柱として、（1）女性と女児の権利の尊重、（2）女性の潜在力を引き出す、（3）政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上がある。2019-20 年に、ジェンダー

[44] 外務省（2021）「女性・平和・安全保障に関する行動計画評価報告書2018～2019年」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100181961.pdf

[45] 防衛省「防衛大臣記者会見」（2022 年 12 月 16 日）https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2022/1216a.html（2023 年 3 月 10 日閲覧）

平等や女性のエンパワーメントに関する日本の ODA 政策の第三者評価（以下、第三者評価）が行われ、「ODA 評価女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の評価（第三者評価）」報告書[46]が出された。評価の対象となった政策は、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」（2005-15 年）および「女性の活躍推進のための開発戦略」（2016 年～）である。開発および外交の視点から、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、外交的な重要性、外交的な波及効果の項目毎に JICA 実施のプロジェクトの事例とともに評価されており、どの項目においても高い評価結果となっている。

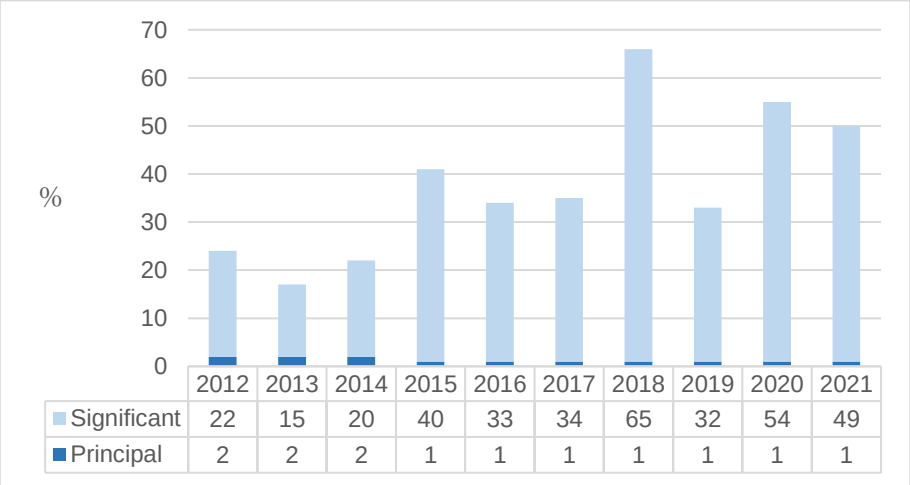
評価の目的の一つとして 2020 年以降に改定が予定されている同戦略に有益な教訓を抽出し、提言を行うことが挙げられている。提言は、（1）日本のフラッグシップ的ジェンダー案件を形成する、（2）女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策への成果重視型マネージメントの導入、（3）女性のエンパワーメント推進のためのリソースの拡充と体制強化である。2022 年3月の NGO・外務省の ODA 政策協議会で、外務省は、同戦略の改定の具体的な時期と方針は検討中であると述べている[47]。

ODA における資金面のコミットメント

資金面のコミットメントに関して、上記第三者評価報告書では、2013-18 年における日本のジェンダー平等に資する ODA 支出総額は約 118 億米ドルで、公約の 60 億米ドルを超えた支援を達成しているが、2017 年までのデータの割合で言うと OECD-DAC の平均値以下であったことが指摘されている。日本は 2021 年の ODA 贈与相当額が 1 億 7,634 万ドルで、アメリカ、イギリスに続いて第3位である。したがって、金額が大きくなるのは当然であるため、日本の資金面でのコミットメントにおける割合を見ていく。

[46] 外務省（2020）「令和元年度外務省 ODA 評価女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の評価（第三者評価）報告書」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100051071.pdf
[47] 外務省「令和 3 年度（2021 年度）NGO・外務省定期協議会『ODA 政策協議会』議 事 録」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100336989.pdf

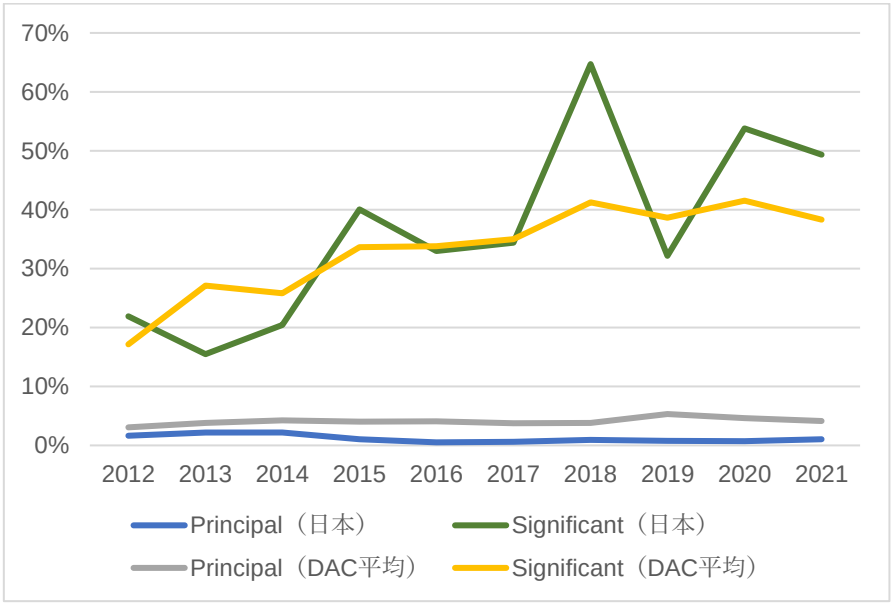
図 6. 日本の ODA 二カ国間援助ジェンダー案件比率（2012-21 年）



	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
Significant	22	15	20	40	33	34	65	32	54	49
Principal	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1

出典：OECD database[48]より作成

図 7. 日本と DAC 平均 ODA 二カ国間援助ジェンダー案件比率（2012-21 年）



出典：OECD database[49]より作成

最新のデータである 2020-21 年の平均値では OECD-DAC のジェンダー案件比率平均 44%に対し、日本は 53%で、図 7 の通り、OECD-DAC メンバーの平均値と同様に増加傾向にある。この傾向は評価に値するものの、日本の ODA にはインフラ分野に偏りがあり、これ

[48] OECD. OECD.Stat. https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DV_DCD_GENDER（2023 年 3 月 4 日閲覧）
[49] Ibid.

はジェンダー案件の比率にも反映されていることに留意する必要がる。例えば、インドで女性の社会参画を支援するために地下鉄に女性専用車両を導入する JICA のインフラ事業のような、大規模なインフラ資金協力案件がジェンダー案件比率に影響していると言える。日本の ODA の問題として、ジェンダー平等主目的案件（Principal）の比率が最新のデータでは、わずか 1%で、OECD-DAC メンバーの平均4%の 1/4 である。これは、29 カ国中ポーランドと並んで下から2番目の最下位レベルであり、過去 10 年間全く改善が見られていない。ジェンダー平等主目的案件（Principal）案件は OECD-DAC メンバーの平均値も低水準で推移しているが、分野横断的に「ジェンダー配慮」をするだけでは十分ではなく、ジェンダー平等主目的案件（Principal）の増加は社会変革を起こすために必須であると言える。この問題的に対して、2022 年3月の衆議院 ODA の特別委員会でも議論されており、林外務大臣がジェンダー平等主目的の ODA 案件を「DAC 加盟国の平均値に近づける努力することは重要だと考える」と答弁している[50]。

ODA の実施機関である JICA は、2030 年までにジェンダー案件を 80%（案件ベース）にする数値目標を設定し、ジェンダーに基づく暴力や女性の経済的エンパワーメントを始め、さまざまな分野でジェンダー平等と女性のエンパワーメントにおける取り組みを強化している[51]。他方、ODA は JICA だけで実施しているわけではないので、外務省による全体の数値目標設定が必要である。先述の ODA のジェンダー平等に係る第三者評価でも、具体的な目標や行動計画に基づく、成果重視型マネージメントを提言しており、2014 年の OECD-DAC 開発協力対日相互レビューの指摘事項でもあることも言及している。

資金コミットメントに関連して、政府と CSO との協働も課題である。ジェンダー政策においては特に CSO、そのなかでも女性権利／フェミニスト団体との連携が重要な要素であるが、日本政府と CSO とのパートナーシップは諸外国と比べ限定的と言える。2021 年は OECD-DAC メンバーのなかで、CSO を通した ODA 二カ国間援助の支援の比率が 2%と最下位から2番目である[52]。インタビューした CSO からは、「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定時に CSO へのコンサルテーションが行われていないため、CSO のほとんどが同戦略を認識していないという、認知度の低さが指摘された。

50 国会会議録「第 208 回国会　参議院　政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会　第３号　令和４年３月 15 日」
https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120815359X00320220315&page=13&spkNum=98&current=1

51 独立行政法人国際協力機構（JICA）「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/index.html（2023 年３月１日閲覧）

52 OECD (2021). *Aid for Civil Society Organisations. Statistics based on DAC Members' reporting to the Creditor Reporting System database (CRS),2018-2019*
https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/Aid-for-CSOs-2021.pdf

3-5. 結論

どの社会においても賛否両論ある「フェミニスト」というアプローチをあえて取り入れた外交政策は、いくつかの課題はあるものの、政府内におけるジェンダー平等への意識やコミットメントを高め、特に女性権利／フェミニスト団体への支援強化など資金面でのコミットメント向上に寄与していると言える。一方で、スウェーデンの事例のように、今後も政権交代により、策定された政策は次なる政権交代で破棄されてしまう懸念もある。これは、フェミニスト・アプローチが普遍的な価値として浸透していないことを示唆している。

実際は、「フェミニスト」という用語が政策名に付くよりも、その原則や要素が入った実践の場が増えることの方が重要であるが、フェミニストのラベルが付くことで、政府がより強いコミットメントを国内外に宣言することも意味する。フェミニスト外交政策を掲げている国は、国際社会や CSO から従来のジェンダー政策とは異なる、フェミニスト外交政策への期待や基準で厳しく評価され、その結果、質の改善やアカウンタビリティの強化に貢献していると言えるだろう。

日本は、世界的にジェンダー平等への取り組みが遅れており、フェミニスト外交政策を既に策定している国々から比べると、フェミニスト・アプローチへの理解や CSO と政府の協働レベルも、残念ながら低い状況にある。日本にはフェミニスト外交政策を策定する条件は揃っているとは言い難いが、G7 である以上、昨年の G7 首脳宣言にも記載されたフェミニスト外交政策の導入について、検討を始める必要がある。

上記を踏まえ、プランでは、日本政府に対し、既存の開発協力政策にフェミニスト外交政策の要素を少しでも取り入れ、改善していくことを求める。本来、フェミニスト外交政策とは全ての外交分野において包括的に取り組むものであるが、日本の場合は、段階を分けて展開していくことを提案する。



4. 提言

改定が予定されている「開発協力大綱」および「女性の活躍推進のための開発戦略」に対して、以下の提言をする。

「開発協力大綱」について

1. ジェンダー平等を優先課題とすること

現行の開発協力大綱には、「女性の参画推進」「男女平等」という言葉のみで、「ジェンダー平等」や「ジェンダー主流化」のへの言及がない。フェミニスト外交政策を策定している国々では、ジェンダー平等を開発協力政策の分野横断的な課題であると同時に、優先課題として扱っている。開発協力大綱において、ジェンダー分析とその分析に基づいた対応を行うジェンダー主流化について明記するとともに、ジェンダー平等を優先課題とすることを求める。

「女性の活躍推進のための開発戦略」(以下、開発戦略)について

2. フェミニスト外交政策において重要な要素である人権に基づくアプローチと交差性アプローチを取り入れること

人権に基づくアプローチでは、経済成長のための「女性活躍」ではなく、個々の権利実現のためのジェンダー平等を目指すべきである。ジェンダーだけでなく、年齢、セクシュアリティ、人種、民族、障害の有無などによる複合差別や排除に留意し、包摂する交差性の視点を取り入れる必要がある。具体的には、女性支援だけでなく、LGBTQ＋の人々や障害のある女性の支援や、そうした属性を持つ人々を支援する CSO とのパートナーシップを強化することを求める。

3. ODA 二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件、とりわけジェンダー平等が主目的な案件や CSO を通した案件比率を増加させる目標を設定すること

ジェンダー平等実現や社会変革のためには、ジェンダー平等を主目的とした案件(Principal)の増加や CSO との連携が不可欠である。日本は Principal 案件の比率が OECD-DAC で最下位レベルであり、過去 10 年間の改善も見られない。そのため、5 年以内に Principal 案件比率を現行の 1%から OECD-DAC 平均の 4%以上に、ジェンダー活動統合案件(Significant)を現行の 52%から 75%以上とすることを求める。CSO を通した活動も OECD-DAC メンバーで最下位レベルの 2%から OECD-DAC 平均の 15%以上とし、現地 CSO、特に女性権利／フェミニスト団体やユース団体への直接支援も含めた CSO を通したジェンダー案件増加することを求める。

4. 優先分野を絞り込み、女性・平和・安全保障（WPS）の実施強化を追加すること

現行の開発戦略は、3つのテーマに沿った重点課題が 15 もあるため、優先課題を絞り込む必要がある。多くのフェミニスト外交政策で中核的または重点課題として扱われている女性・平和・安全保障（WPS）を重点課題とする。ODA のなかでどの部分が女性・平和・安全保障（WPS）の実施に関連しているのかを明確にして、資金の増加とともに認知度拡大のための啓発活動や開発、人道支援、平和構築との連携にも対応するようにする。さらに日本の ODA は著しくインフラ分野に傾いているため、女性・平和・安全保障（WPS）以外に女子教育や性と生殖に関する健康と権利、女の子・女性のリーダーシップといった分野へ優先的に資金拠出することを求める。

5. 外務省における組織のジェンダー平等を推進すること

現行の開発戦略では「事業及び組織におけるより一層のジェンダーの主流化」が掲げられているが、具体的に言及されているのは、ジェンダー担当官を通じた ODA のジェンダー平等意識促進のみであり、政策の実施省庁の組織におけるジェンダー平等推進のための具体的な行動計画が含まれていない。具体的に、管理職のジェンダーバランスや男女賃金格差是、ジェンダー平等推進のための研修実施、ジェンダー担当官を始めとする人員・リソースの強化を開発戦略に明記することを求める。特に、日本政府が「第5次男女共同参画基本計画」で掲げた目標に合わせて、2030 年までに外務省の課室長相当職の管理職の女性比を現行の 8.4%から 30%以上、大使の女性比を現行の 2.5%から 30%以上に達成することを求める。

6. 行動計画の策定によるアカウンタビリティ枠組みを設定すること

現行の開発戦略には、具体的な目標や指標を示す行動計画がないためアカウンタビリティの枠組みが欠如していることは、2019～20 年に実施された第三者評価でも指摘されている。目標、定量・定性的指標、達成期限が明確に設定された行動計画を策定し、行動計画に沿った年次報告と終了時の第 3 者評価を行う成果重視型マネージメントの実施を求める。

7. 政策名を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための開発戦略」へ変更すること

「女性の活躍」という用語は限定的で開発戦略の中身を広く反映できておらず、ジェンダーは女性だけの問題という印象を与えてしまうことを危惧する。そこで、SDGsの表記と合わせ、政策名を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」とすることを求める。

8. グローバルサウスを含む CSO へのコンサルテーションを行うこと

フェミニスト外交政政策の策定においては、CSO、特に女性権利／フェミニスト団体との協働や参加型策定が重要視されている。日本国内だけでなくグローバルサウスの CSO（特に女性の権利・フェミニスト団体、ユース、LGBTQ や障害者当事者団体）とコンサルテーションを行い、広く一般市民からもパブリックコメントを通した意見収集を行うことを求める。

5. 参考文献・資料

各国のフェミニスト外交・開発政策に関する文書

スウェーデン外務省（2019）*Handbook Sweden's feminist foreign policy*
https://fojo.se/wp-content/uploads/2022/03/handbook-swedens-feminist-foreign-policy.pdf

スウェーデン外務省（2020）*The Swedish Foreign Service action plan for feminist foreign policy 2019–2022*

カナダ国際関係省（2017）*Canada's Feminist International Assistance Policy*
https://www.international.gc.ca/world-monde/assets/pdfs/iap2-eng.pdf?_ga=2.33071102.1319248556.1677991799-1649860928.1673484292

フランスヨーロッパ・外務省（2019）*France's International Strategy on Gender Equality*
https://www.diplomatie.gouv.fr/IMG/pdf/meae_strategie_-__en_cle076525.pdf

ルクセンブルク外務大臣による所信表明（2019）
https://maee.gouvernement.lu/content/dam/gouv_maee/minist%C3%A8re/d%C3%A9clarations-de-politique-%C3%A9trang%C3%A8re/2019/EN-Declaration-de-politique-etrangere-2019.pdf

ルクセンブルク外務・欧州問題省（2018）*Women and Peace and Security National Action Plan 2018-2023*
https://maee.gouvernement.lu/dam-assets/directions/d1/EN-PAN-LU-Femmes-et-paix-et-securite-2018-2023.pdf

ルクセンブルク Directorate for Development Cooperation and Humanitarian Affairs（2023）
Luxembourg's General Development Cooperation Strategy The road to 2030
https://cooperation.gouvernement.lu/dam-assets/politique-cooperation-action-humanitaire/documents-de-reference/strat%C3%A9gie/Strat%C3%A9gie-MAEE-EN.pdf

メキシコ外務省（2020）*La Política Exterior Feminista del Gobierno de México*
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/576095/Presentacio_n_PEF_baja.pdf

メキシコ政府プレスリリース *Mexico Adopts Feminist Foreign Policy*
https://www.gob.mx/sre/prensa/mexico-adopts-feminist-foreign-policy?idiom=en (2023 年3月3日閲覧)

スペイン外務省・欧州連合協力省（2021）*Spain's Feminist Foreign Policy Promoting Gender Equality in Spain's External Action*
https://www.exteriores.gob.es/es/ServiciosAlCiudadano/PublicacionesOficiales/2021_02_POLITICA%20EXTERIOR%20FEMINISTA_ENG.pdf

ドイツ外務省（2023）*Shaping Feminist Federal Foreign Office Guidelines*
https://www.auswaertiges-amt.de/blob/2585076/4d2d295dad8fb1c41c6271d2c1a41d75/ffp-leitlinien-data.pdf

ドイツ経済協力開発省（2023）*Feminist Development Policy*
https://www.bmz.de/resource/blob/146200/strategie-feministische-entwicklungspolitik.pdf

プラン・インターナショナルについて

プラン・インターナショナルは、女の子が本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化をもたらし、世界が直面している課題の解決に取り組む国際 NGO です。世界 75 カ国以上で活動。世界規模のネットワークと長年の経験に基づく豊富な知見で、弱い立場に置かれがちな女の子が尊重され、自分の人生を主体的に選択することができる世界の実現に取り組んでいます。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
本報告書に関するお問い合わせ先 ：アドボカシーグループ
TEL: 03-5481-3533　Email: advocacy@plan-international.jp